

【 募集要項 】

【申込受付期間】

令和8年10月 1 日(木)～10月30日(金)

【申込受付場所】

委任する売買代理業者
(売買代理登録業者一覧の中から選定した宅地建物取引業者)

【提出書類】

分譲申込書
(区画決定後に別途必要な書類を提出していただきます)

【申込資格】

- ①自らの居宅、または店舗等併用(2分の1以上が居住用)住宅を建築するために宅地を必要とする者
- ②土地の引き渡し後3年以内に住宅建築の完成ができる者
- ③申込者又は現に同居し、若しくは同居しようする親族が暴力団関係者でない者

【留意事項】

- ①一世帯につき一区画までの申し込みです。
※任意で第3希望まで受付します。
- ②二区画にまたがる住宅の建築はできません。
- ③申込書は売買代理登録業者一覧の中から委任業者を選定し、選定した委任業者へ分譲申込書を提出してください(分譲申込書の委任欄への記入、押印が必要です)。
- ④申込者は「契約者」かつ「登記名義人」となります。2名以上の共有を希望される場合はお申し出ください。
- ⑤電話での申し込みはできません。

【契約の締結】

区画決定日から30日以内に土地売買契約を締結していただきます。

【代金の支払い】

土地売買契約締結時に販売価格の10%を契約保証金として納入していただき、残金は土地売買契約締結の日から60日以内に納めていただきます。

【区画抽選会】

<日 時> 令和8年11月7日(土) 午前10時～

<場 所> 長井市役所 3階 防災研修室

- ・同一区画に2名以上の申込者がいる場合は、上記抽選会で決定します。
 - ・抽選会終了後、落選された方で、提出した分譲申込書に第2希望以降の記入があり、その区画が空き区画の場合は、優先的に申し込みできます。なお、第2希望も重複した場合は、再度抽選して決定します。
 - ・当日、不参加の場合は棄権とみなし、申し込みを失効します。
- ※代理出席も可能ですが、その際は申込者からの委任状を当日持参してください。

【その他】

- ①申込受付期間終了後、上記区画抽選会を実施し、申し込みのなかった区画については、**令和8年11月9日(月)から先着順で受付し、決定いたします。**
- ②宅地建物取引業法に基づく重要事項の説明は、委任された宅地建物取引業者の宅地建物取引士が行います。
- ③販売価格には、所有者移転登記手数料が含まれています。印紙税、登録免許税、不動産取得税は別途必要になります。